

167  
果福

## 15日の津波試算 元社員「違和感」

東電福島事故公判

津波対策を怠り福島第一原発事故を防げなかったとして、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東京電力の勝俣恒久元会長（セ）ら旧経営陣二人の第二回公判が二十六日、東京地裁（永渕健一裁判長）で開かれた。東電元社員が証人として出廷し、最大一五・七日の津

波が襲うとの試算結果について「従来の想定より極端に大きく、違和感があった」と証言し、信頼性に疑問があったとの認識を示した。

裁判では、この試算結果などに基づいて、巨大津波を予見し対策を取る注意義務が元会長らにあったかどうか争点となっている。証言は、予見可能性や注意義務はないとする元会長らの主張に沿うものとなっ

た。

公判は昨年六月の初公判以来、約七カ月ぶりで、証人尋問は初めて。今後は秋ごろまでに、地震や津波に関する専門家や東電の土木担当者ら二十数人の証人尋問や被告人質問を実施する予定。六月にかけ第十七回公判まで開くことは決まった。

元社員は、事故当時は原発の設備管理を担当していたほか、東電の事故調査報告書の取りまとめも行った。証言によると、二〇〇八年六月十日に、被告の武藤栄元副社長（ホ）らとともに会議に出席。東電子会社

が政府の地震調査研究推進本部の長期評価を基に、最大一五・七日の津波が敷地を襲うと試算したとの報告を受けた。当時の想定は最大六・一日だったため、違和感を覚えたという。

昨年六月の初公判では、勝俣元会長や武黒一郎元副社長（ケ）、武藤元副社長は起訴内容を否認していた。